

4 本間 勝美 議員

- 1 義務教育学校の設置について
- 2 町営住宅の住み替えについて
- 3 運動公園の管理について



1 義務教育学校の設置について

本年3月の町政執行方針、教育行政執行方針に義務教育学校を令和8年度の4月開校に向けて実施設計するとありました。

これまで、平成30年より調査検討、令和2年3月基本構想・基本計画、令和3年プロポーザルによる委託事業者の特定を経て令和3年12月からの基本設計策定につながりました。

現在、地域交流センター及び町民体育館敷地内に建設を予定している義務教育学校を令和8年度開校に向けて、必要な事項を協議・検討するために設置する新たな学校整備に向けた開校準備委員会の委員募集も始まっています。

そこで、伺いますが、

- ①令和4年7月に開校準備委員会が発足されるが重要なのは、教育現場と教育の専門家による実施設計への意見反映だと思います。この開校準備委員会の準備期間、人数、メンバー構成、会議の回数、具体的な検討内容は。
- ②令和4年5月から実施設計1億5,010万円、地質調査880万円、現況・用地確定測量434万5千円をかけて実施設計業務等に着手しますが、それぞれの業務終了時期は。それを受けて令和5年からの工事が始まりますが、予算決定の時期は。
- ③基本設計の資料には、プロポーザルによる委託業者の特定資料の中にあつたランチルームや図書館などの特色となる目玉の設計が変更となっています。今後、働く婦人の家や文化センターの老朽化が進む中で、生涯学習、子どもから高齢者までふれあいながら学ぶ場所の確保が不安である。スマートシティの観点からも新設の保育所併設子育て支援センターと義務教育学校にその機能を持たせ町民の幸福増大を図るべきと考えるがその所見は。
また、教室にディスプレイが設置され、全生徒にタブレットパソコンが配布される中で視聴覚室、コンピューター室があるのはなぜか。
- ④令和3年第4回定例会で町長は、少子化対策や移住施策などにも効果が期待できる学校となるよう取り組んで参りますと報告、今後の岩内町を担う若者の育成はもちろん、地域の活性化のための移住定住を促す具体的な施策は。
- ⑤令和8年度開校時は、教職員の数が48名必要と議員説明会であつたが、どのように確保する見通しですか。実際に後志管内において小中免許状両方の

保有者の数は。ICTを活用した遠隔授業やグループワークなどの特色ある授業を進められる教員の確保のため、北海道教育委員会へも働きかけ広く全道各地から教員を異動させる考えはありますか。

⑥不登校生徒の現状と今後の対応。

令和4年5月1日現在で、町内各校における不登校児童生徒数は。町は、なかなか減少しない不登校児童生徒を令和8年度義務教育学校開校までにどのように対応していきますか。

⑦部活動の現状と今後の対応。

スポーツ庁有識者会議は、社会状況が変わり、少子化による部員減少や教員の長時間労働の解消を求める働き方改革などから、公立中学校で休日の部活動指導を地域のスポーツクラブや民間業者に委ねる地域移行を令和7年度末までに実現すべき提言をスポーツ庁長官に提出しました。自治体も具体的な移行プランやスケジュールを定めた推進計画の策定も求められると思います。今後、義務教育学校開校に向けて部活動についても検討されると思いますが、現在各中学校の部活動の開設状況は。今後部活動を地域のスポーツクラブに委ねる考えはありますか。

⑧校舎の維持安全管理について。

各小中学校の遊具やバックネットなどの安全点検については、毎年どのような手順でどのようにされていますか。東小グラウンド内鉄棒の支柱腐食、バックネットのネットや支柱の腐食、グラウンド周囲の危険札あり大木等、修理や撤去する考えはありますか。

【答 弁】
教 育 長 :

1 項めは、開校準備委員会の内容についてであります。

現在、本年7月の設置に向けて準備を進めております、新たな学校整備に向けた開校準備委員会につきましては、委員の任期を義務教育学校開校の日までとし、委員の構成は、小中学校児童生徒及び就学前児童の保護者、学校運営協議会の職にある者、小中学校長、小中学校PTAの代表、公募委員など、20名程度を予定しております。

また、会議の回数につきましては、年3、4回程度を想定しておりますが、その時々状況などを踏まえ、必要に応じ開催していきたいと考えております。

なお、開校準備委員会には、専門部会を設けることとしており、教育課程や学校運営に関する事、学校の名称、校歌などに関する事、PTA組織に関する事、学校運営協議会に関する事、通学路に関する事など、各部会ごとに、専門的な検討を行うこととしております。

また、実施設計への意見反映につきましては、設計業務の進捗に合わせて、教室のレイアウトや必要な設備などを、本年度中に決定していくこととなりますが、この協議に関しては、開校準備委員会の運営と並行する形で、教職員とのヒアリングを随時、実施していく予定であります。

2 項めは、実施設計業務等の終了時期及び予算決定の時期についてであります。

本年度に予定している各種委託業務の終了時期につきましては、実施設計は令和5年3月末まで、地質調査は令和4年10月末まで、現況及び用地確定測量は令和4年11月末までを予定しているところであります。

このうち、実施設計につきましては、工事着工を令和5年度に予定していることから、本年12月までに、概算事業費の算定に必要な情報を整理し、令和5年第1回定例会に予算案を上程する予定であります。

3 項めは、スマートシティの観点による子育て支援センター及び義務教育学校の整備と、視聴覚室とコンピュータ室の整備についてであります。

義務教育学校の整備につきましては、本年3月に策定した基本設計において、地域の拠点となる機能に関する具体的なプランは掲載されておきませんが、基本構想・基本計画で示した目指すべき姿を基に、基本設計の方針には、地域の拠点化を位置づける中で、地域の生涯学習等の拠点となる学校施設としての利用を検討するとともに、地域の拠点となる学校開放の実現を目指すこととしております。

具体的には、今後設立する新たな学校整備に向けた開校準備委員会などにおいて、学校運営協議会による活動も踏まえ、保護者や地域住民との連携を進めるため、開放する施設や範囲、活動できる空間を計画し、学校や地域の特性に応じた防犯対策など、地域の拠点化に向けて協議・検討を進めていきたいと考えております。

また、子育て世帯の親子が交流を深める場である新たな地域子育て支援センターにおいても、高齢者の方々を含めた地域住民との関わりを持つことができる事業の実施を検討しており、子育てを通じて、住民の方々とは触れ合いながら学べる場として、地域に根付いた施設運営を目指してまいりたいと考えております。

視聴覚室とコンピュータ室の整備につきましては、GIGAスクール構想の

進展に代表されるよう、ICT環境が大きく変化している中で、一人一台端末の日常的な活用に伴い、従来の視聴覚室やコンピュータ室については、タブレット端末では困難な学習活動を効果的に行うことができる空間として、捉え直した上で、グループによるアクティブ・ラーニングを可能とするスペースを整備したり、発表やオンラインによる遠隔交流学習の場とするなどの活用も想定されているところであり、今後につきましては、自由度の高い空間となるよう他の特別教室の在り方と合わせて、検討していきたいと考えております。

4項めは、若者の育成及び移住定住を促す具体的な施策は、についてであります。

町が進める義務教育学校の整備については、児童生徒を取り巻く教育環境の変化に対応するため、義務教育9年間の発達段階を踏まえた、きめ細やか、かつ、一貫性のある教育活動を推進し、確かな学力を身につけるとともに、個性や能力を育み、人間性・社会性豊かな子どもを育成する特色ある教育を目指しており、これが魅力ある学校づくりの実現に繋がっていくものと考えております。

したがいまして、こうした魅力ある学校づくりと、町が実施しております新たな保育所・子育て支援センターの開設や子どもの医療費無償化の拡大、母子健康対策の充実といった個別の保健福祉施策とが複合的に展開・提供されていくことで、その相乗効果として町の地域活性化につながっていくものと考えております。

5項めは、義務教育学校開校時における教職員の確保についてであります。

小学校及び中学校の教諭の免許状を両方有する者の数についてであります。後志教育局に確認したところ、令和3年度に小樽市及び後志管内町村の小中学校に在籍している教員、約1,000名のうち、約570名と聞いております。

また、町立学校の教職員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、都道府県教育委員会が任命することとされており、北海道職員としての身分を有することから、その人事権限についても北海道教育委員会が行うこととされております。

こうしたことから、各小中学校への教員の配置につきましては、これまでも後志教育局へ協力や働きかけを行う中で、その時々々の学校の状況や環境に配慮し、人材の確保に努めてきたところであり、今後においても、教職員人材公募も取り入れ、義務教育学校の特色を十分に活かすことができる人材の確保、配置に向けて取り組んでまいります。

6項めは、不登校児童生徒の現状と今後の対応についてであります。

現在把握しております、各小中学校における不登校児童生徒の数は、小学校では4名、中学校では6名、合わせて10名であり、これにつきましては、町内の小中学校に在籍している児童生徒で、本年2月から4月までの3か月間、毎月7日以上欠席した児童生徒となっております。

次に、不登校対策への取り組みであります。主なものとしたしましては、各小中学校長やスクールカウンセラーなどで構成する、岩内町立小中学校不登校対策連絡会を設置し、不登校問題に係る情報を共有しながら総合的な検討を進め、不登校の防止、指導及び支援に努めております。

また、個々の事案においては、各学校による取り組みをはじめ、福祉部局などの関係機関との連携によるケース会議の開催のほか、教育支援教室においても、令和4年度は支援体制も強化し、児童生徒の登校・学校復帰に向け取り組

んでいるところであります。

学校内における対応といたしましては、スクールカウンセラーによる不登校児童生徒及び保護者へのカウンセリングや教職員等への助言、援助などにより相談体制の充実を図っているほか、タブレット型端末を活用した授業や、学級活動状況の配信などを行うことで、家庭での学習支援や情報共有につなげ、当該児童生徒が安心して学びの場に向かえる環境づくりの構築に努めているところであります。

いずれにいたしましても、近年における不登校児童生徒の現状については、そこに至った経緯や、家庭での支援体制についても複雑化、多様化が進んでおり、これまで以上に、個々の実情に合ったきめ細やかな対応が、必要になってくるものと考えておりますが、今後も義務教育学校の開校時期に関わらず、児童生徒一人ひとりの心の状態にしっかりと目を向け、不登校のサインを見逃すことのないよう、関係者が一体となって不登校の未然防止と改善・解消に努めてまいります。

7項めは、部活動の現状と今後の対応についてであります。

はじめに、中学校の部活動の状況であります。現在、第二中学校では、卓球部、バスケットボール部、バレーボール部、野球部、吹奏楽部、美術部の6つ、また、第一中学校では、この6つにサッカー部と陸上部が加わり、8つが活動しております。

文部科学省が検討を進める中学校の休日における部活動の地域移行につきましては、このたび、令和7年度末までに実現すべき、とする有識者会議の提言があったところでありますが、今後におきましては、教育委員会が主体となって、学校をはじめ、各スポーツ団体や文化団体、また、保護者や地域の方々などからも幅広く意見を聞きながら、地域の考え方や実情に応じて取り組んでいくことが必要と考えており、現段階においては、その手法については決定していないところであります。

いずれにいたしましても、部活動は、教科指導とは異なる集団での活動を通じた貴重な人間形成の機会であり、多様な生徒が活躍できる場として、豊かな学校生活を実現する役割を担っていることから、生徒がスポーツなどに親しむ機会を地域において広く確保できるような仕組みを構築できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

8項めは、校舎の維持安全管理についてであります。

遊具やバックネットなど、学校環境における工作物等の安全点検につきましては、これまでも、学校現場においては、児童生徒の安全確保を図るため、日常的に学校職員が、目視などによる点検のほか、学校が作成した点検表に基づき、定期点検を実施しており、安全上、支障となる場合は、教育委員会へ報告する体制を整備しております。

また、毎年度、各学校から施設全体の営繕に関する予算要望を受ける中で、教育委員会においては、現場の状況確認を実施した上で、緊急性や影響範囲などに応じて、対処方法を検討しているところであります。

こうした中、学校現場においては、目視等による点検では安全性の判断が困難な場合や、破損状態等を正確に把握できないことも想定されるため、本年度より教育委員会では、職員による各小中学校の緊急点検を実施し、定期点検の対象漏れがないか、専門的な点検を行う必要がないかなどの視点で、確認作業を実施しているところであります。

これまで行った確認作業の結果、遊具につきましては、専門業者による専門的な点検を実施していく必要があると判断し、本年6月9日に、各小学校の遊具を対象に、専門業者による緊急安全点検を実施してきたところであり、その結果、東小学校の鉄棒につきましては、支柱の腐食が著しいため、使用禁止の措置を行ったところではありますが、今後の対応につきましては、現在、対処方針を検討しているところでもあります。

また、バックネットをはじめ、樹木、掲揚塔ポールなど、倒壊や落下などにより重大な事故につながる恐れのある工作物等につきましても、損傷度合いなどに応じて、順次、専門的な点検の必要性を含め、対処方針を検討している状況であります。

< 再 質 問 >

①から④の具体的な内容について地域の拠点化については開校準備委員会の中で検討していくとあった。また、今後の岩内町を担う若者の育成はもちろん、地域活性化のための移住定住を促す具体的な施策について、魅力ある学校づくりの実現に向けて複合的に展開、提供していくこととした。しかし、先の質問で、具体的な施策を問うたが答弁されていません。従前のとおり開校準備委員会で検討されるのか。また、その対応する部会は。

その場合、12月まで、実施設計の概算事業費の整理を目指すと、具体的な検討の結果はそれよりも早い段階で出す必要がある。開校準備委員会が組織される7月から12月までで、たった5か月。例えば9月の第3定例会に間に合わせて検討の結果を出す場合には2か月強しか残された猶予はない。果たして、この短い時間で町民から保護者、教育関係者や専門家の意見を聴取し、検討し、取りまとめることができるのか。

本来であれば、基本設計の段階でより具体的な内容を協議、検討しておくべきではなかったか。

⑥の不登校児童生徒への対応ですけれども、タブレット端末を自宅へ持ち帰らせ活用させているのですか、ということを質問します。

⑧東小学校の鉄棒ですけれども、放課後子どもたちがグラウンドで遊んでいる近くでもありますので、緊急に対応をお願いしたいと思います。

※再質問中、4項めについては要望のため、教育長答弁はしておりません。

【答 弁】
教 育 長 :

1 項めは、地域の拠点化及び移住定住を促す具体的な施策についてであります。

地域の拠点化につきましては、その方法等については、開校準備委員会の中で、検討していくこととなりますが、若者の育成及び移住定住を促す具体的な施策につきましては、教育委員会が所管する魅力ある学校づくりと新たな保育所・子育て支援センターの開設や子どもの医療費無償化の拡大、母子健康対策の充実といった個別の施策とが複合的に展開・提供されていくことで、その相乗効果として町全体としての地域活性化につながっていくものと考えております。

したがって、開校準備委員会及び専門部会において、町が行う個別施策については、検討するものではございません。

2 項めは、実施設計の意見反映についてであります。これまで、岩内町学習環境推進計画検討委員会などにおいて、検討し、基本構想・基本計画を策定するなど、これまでの検討を踏まえた上で、学校整備に関する基本方針として、基本設計を策定してきたところであります。

短い時間で意見徴収し、検討し取りまとめることができるのか、につきましては、実施設計業務においては、まずは、事業費の算出に大きく影響していく、工法や仕様などの主要な項目を決定していくことにより、概算の事業費を算出することが可能と考えております。

併せて、ソフト面における検討につきましては、実施設計に影響の生じる項目に対しましては、専門部会などにより先行して協議し、予算決定までにスケジュールに遅延が生じないように対応してまいります。

3 項めは、不登校対策児童生徒へは、タブレット型端末を自宅へ持ち帰らせ、活用させているのか、についてであります。

不登校の児童生徒への対応につきましては、当該児童生徒の個々の状況に応じてタブレット型端末を家庭へ持ち帰らせ、授業内容や学級活動状況の配信など学習支援や情報共有を行っております。

2 町営住宅の住み替えについて

岩内町公営住宅等長寿命化計画が今年度で計画期間の満了を迎えます。

町においては、今後計画の改定作業を実施するにあたって、長期的維持管理と長寿命化による更新コストの削減及び用途廃止予定団地の除却を計画的に進めようとしています。

現在保育所を建設中の土地にあった、みどりヶ丘団地は、除却後すみやかに有効活用され維持管理に支障をきたしませんでした。

しかし、その他の町営住宅は予算が立たずそのまま、もしくは除却後雑草まみれの放置状態と様々です。

そこで、伺いますが、

- ①現時点での用途廃止予定団地の入居者は、何戸で何名か。土地は、借地か町有地か。
- ②除却順番は、どのように決めていますか。
- ③除却後の除草や衛生管理等の作業は。
- ④除却後の活用計画は。
- ⑤南栄団地は、本年3月末で入居満了を迎え、住み替えのための移転補償金が出ていますが、完全に室内・物置も空にしてから支給されると聞いております。金額はいくらで、何件の申請があったのか。
- ⑥南栄団地の入居満了以前に退去した住宅内部の状況は、どのようになっていますか。昨年より、一部住宅の室内のゴミが表に散乱し、ひと冬そのままの状態が続いていました。4月に撤去されましたが、その費用は本人負担なのか。
- ⑦南栄団地は、5月中旬に立入禁止の札が立てられ一部住宅の窓等にコンパネが貼られました。立ち入り禁止期間は。今後の維持管理の内容は。札と一部のコンパネ等で維持管理は十分なのか。
- ⑧南栄団地は、今後義務教育学校の設置等で通学圏内でもあり、生活環境条件も良好で若い世代の住宅地として最適な場所でもあります。いろいろなハードルはあるにせよ、除却後宅地開発はできないものか。過去において、除却後、宅地開発した事例はありますか。一度に全面は無理にせよ、南栄団地南側71号から84号や85号から104号を宅地として売却し、財産を得る方法は考えられませんか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、用途廃止予定団地の戸数及び入居者数、土地の所有内容についてであります。

町営住宅の住替事業につきましては、岩内町公営住宅等長寿命化計画において、既存の町営住宅の活用方針を定め、これまで計画的に進めてきたところであり、現時点での用途廃止予定団地の戸数及び入居者数は、東相生団地平屋建て4戸に居住する6名となっております。

また、当該団地に係る土地の所有内容につきましては、団地内通路の一部が借地となっている以外は町有地となっております。

2 項めは、除却順番の決め方についてであります。

除却順番などにつきましては、平成30年度に行った計画の見直しの中で、用途廃止予定団地における入居者の住み替え状況や建設年度、老朽化度合い等を勘案し、除却についての事業プログラムを決定しております。

3 項めの、除却後の除草や衛生管理等の作業についてと、7 項めの、南栄団地の立ち入り禁止期間と今後の維持管理の内容については、関連がありますので併せてお答えいたします。

町で管理する全ての用途廃止団地及び団地除却後の敷地の管理につきましては、公衆衛生上の問題や防犯上の影響を抑制するため、定期的な見回りによる現状確認を行い、除却までの期間を立ち入り禁止にする看板設置による注意喚起や可能な範囲での除草作業、危険箇所の補強、飛散防止対策等を実施しているところではありますが、これらの団地及び敷地全てを定期的に、かつ、完全に管理することは難しい実情があるものと認識しております。

しかしながら、これらの団地及び敷地を適正に管理することは町の責務であり、管理がおろそかになる状況は回避しなければならないことから、今後につきましても、計画的な作業日程と必要な人員の確保等について、関連する部署と検討を重ね、近隣住民の方々の生活環境の保全等に十分に配慮し、適正な管理に努めてまいります。

4 項めは、除却後の活用計画についてであります。

除却後における活用計画につきましては、岩内町町営住宅団地跡地等活用基本方針に基づき、保育所整備事業として活用するみどりヶ丘団地跡地や公園整備事業として活用を予定している西宮園団地跡地の一部を除き、現時点での具体的な活用は予定されていないところであります。

5 項めは、南栄団地の住み替えのための移転補償金の支給状況についてであります。

南栄団地の住み替えにつきましては、令和元年度から3年度まで実施しており、令和元年度が23件で276万円、令和2年度が11件で137万5千円、令和3年度が5件で62万5千円であります。

6 項めは、入居満了以前に退去した、南栄団地の住宅内部の状況とゴミの撤去費用についてであります。

町営住宅を退去する際は、岩内町営住宅条例の規定により、申し出者立ち会いのもと、担当職員が退去時の現地調査を行い、明け渡しを受けることとされており、条例の内容につきましては、岩内町営住宅入居請書及び入居当初に配布する町営住宅入居者のしおりにより通知しております。

また、入居者のしおりに記載しております退去時の注意の項目では、自分で

設置した物は、自分で撤去するとしております。

こうしたことから、ご指摘の住宅につきましても、入居満了日以前に現地調査を行い、家財等の残置物については、自己の負担で処分するとの同意を得たことから、業者への撤去依頼が行われ、確実に作業が実施されることを確認のうえ、明け渡しを受け、その後、散乱ゴミを含む家財等の処分が行われたところであります。

8項めは、南栄団地除却後の宅地開発等についてであります。

除却後における宅地開発については、道路や水道・下水道などのインフラ整備など多額の費用が生じ、これを土地の売買価格に転嫁しなければならないなどの課題もありますが、一方で、何か所にも及ぶ団地跡地等を抱えていることから、売却も含め有効な活用が求められております。

こうしたことから、現在、町の関係部局が横断的に子育て支援策としての土地活用等も含め、事業展開の可能性について議論を重ねているところであります。

南栄団地につきましても、こうした中で活用方法を検討しておりますが、85号から104号までの敷地の一部が、埋蔵文化財包蔵地として指定されていることから、こうした課題もクリアしながら立地的優位性を活かした検討を進めてまいります。

なお、過去において、団地除却後にインフラの整備を行い宅地として分譲した事例としては、平成24年度から27年度にかけて7筆を分譲した高台団地の1件であります。

< 再 質 問 >

除却後の管理について、このままの管理ですと、野ネズミやキツネなどの繁殖も考えられ、樹木が生い茂り物置のトタン屋根がはがれたままでは、衛生管理上や台風などの強風で飛ぶ危険性等も考えられます。計画的に物置の撤去や樹木の伐採は考えられませんか。近隣の住民も大変心配しています。

2、立ち入り禁止となっていますが、1か所家庭菜園の畑として利用している状況は町として把握しておりますか。

【答 弁】

町 長：

1項めは、このままの管理では、衛生管理上や台風などの強風で飛び、危険性等も考えられます、計画的に物置の撤去や樹木の伐採は考えられませんか、についてであります。

用途廃止団地につきましては、衛生管理上や飛散などの危険性等も考えられることから、定期的な見回りによる現状確認を行うとともに、必要に応じて危険箇所の補強、飛散防止対策等を実施しておりますが、今後も、近隣住民の方々の生活環境の保全等に十分配慮した適正な管理と対策を講じてまいります。

2項めは、家庭菜園など畑として利用している状況は把握していますか、についてであります。

町では、定期的な見回りを実施しているものの、家庭菜園等に利用している状況については、把握しておりませんが、今後につきましては、危険箇所の見回りに併せ、現状確認を行い、個別に指導してまいります。

3 運動公園の管理について

これまで、運動公園の維持管理について、2度ほど質問をさせていただき改修や改善をしていただき敬意を表します。朝夕の散歩時、今年度、噴水跡に設置された花壇の花がきれいに咲き、景観も良くなっています。

しかし、設置後40年以上経過し、樹木の枝払いは、計画的にされているものの、うっそうとしています。

平成30年12月の質問に、ハイマツなど公園内の樹木の維持管理については、これまでも委託業務の中で、公園内を見回り、植生状態を確認して、必要に応じて、せん定を実施しているほか、大がかりなせん定が必要な場合は別発注して対応している、と答弁を頂きました。

そこで、伺いますが、

- ①陸上競技場からサッカー・ラグビー場階段周辺のハイマツ枝など、今後の維持管理はどのようになっていますか。
- ②多目的広場として整備したソフトボール場、三塁側通路の街路灯3灯の真中が腐食のまま放置され、また陸上競技場放送室につながる鉄の階段も腐食のまま放置されていますが、今後修理の見込みはありますか。
- ③公園内は、車両の乗り入れはできないはずだと思いますが、夕方バイクの乗り入れがあるようです。状況を把握していますか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、陸上競技場からサッカー・ラグビー場階段周辺のハイマツ等の今後の維持管理についてであります。

これまでもハイマツなど、公園内の樹木の維持管理については、委託業務の中で植生の状態を確認しながらせん定を実施しておりますが、必要に応じて、直営作業においても部分的に、補足的な作業をしているところであります。

なお、ご指摘の当該区間については、樹木の枝張りにより、部分的に園路又は階段の通行幅を狭くしている状況を確認しておりますので、委託業者と相談しながら、せん定作業を実施する予定となっております。

2 項めは、照明灯及び陸上競技場本部席外部階段の修理見込みについてであります。

運動公園内の施設の修繕につきましては、公園施設長寿命化計画において、健全度・危険度判定がD、重大な事故につながる恐れがあり、緊急な修繕が必要とされるものまたは、施設使用の中止措置の検討が必要となるなど、緊急な修繕が必要なものを優先し、交付金や有利な起債を活用しながら改修を行っているところであります。

ご指摘のありました照明灯につきましては、健全度・危険度判定がCとなっており、重大な事故につながらないものと判定している所ではありますが、灯柱の点検口が半開きの状態にあり、いたずら等により思わぬ事故につながる恐れもあることから当該箇所を密閉するなどの対策を講じてまいります。

また、陸上競技場本部席外部の鉄骨階段部分に限定した場合、階段部分のさびが著しいことから、健全度・危険度判定がDとなっており、現在、施設の使用を中止しているところであります。このため、立ち入り禁止措置として標識ロープを設けております。

なお、陸上競技場本部席全体としての施設の総合評価ではCとなっておりますので、公園施設長寿命化計画の中で他の公園施設の状況も勘案し、経年劣化等の経過を観察しながら、計画的に整備してまいります。

3 項めは、公園内のバイクの乗り入れの状況把握についてであります。

今年度は、公園内でのバイクの乗り入れについて、現時点で、状況を把握しておりませんが、昨年度においておおむね6月から8月の期間で、スクーターの乗り入れがあった旨、公園管理の委託業者から報告を受けており、見回り等を強化したところであります。

岩内町都市公園条例においては、他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑になる行為を禁止しており、こうした迷惑行為に対しては、罰則規定も設定しているところであります。

いずれにいたしましても、運動公園は、子供の遊びの場、高齢者の散歩の場として利用されている公園でありますので、安全・安心に利用していただけるよう、既存の車両侵入禁止看板の文字を見やすくし、効果的な位置に再配置するなど、必要な対策を進めるとともに、適正な維持管理に努めてまいります。

< 再質問 >

③の昨年も6月から8月までスクーターの乗り入れがあったとのことだが、本年も同時期にあります。看板を見やすく設置するとともに、この時期のソフトボールの関連はありませんか。

【答 弁】

町 長：

ソフトボール関係者との関連性は確認しておりませんが、今後も見回り等を強化するとともに、公園利用者への啓発など、迷惑行為防止に努めてまいります。